

# 産業施設（物産販売施設等）再編行動計画（案）

## 1. 計画の目的

本行動計画は、公共施設適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）に基づき、産業施設（物産販売施設等）の再編・再配置を進めるにあたり、諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市等が取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域など関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

## 2. 再編の対応方針及び対象施設の状況の再検証

適正配置計画第2章「施設分類ごとの適正配置方針」に示すように、郡上市の農林業者の所得の増加と生産意欲の向上を図るとともに、農林産物、特産品等の地域食材を広く供給し、地域産業の振興と地域の活性化に役立てるための拠点として、市が設置する大和、白鳥、高鷲の3地域の6施設を対象とし、再編・再配置の対応を検討します。

物産販売施設等は、特産品などの販売や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する拠点となっていますが、道の駅をはじめ、民間施設を含めると市内には数多くの物販施設が設置されていることから、公共での物販施設の配置や経営のあり方を含め、対象施設の状況等について再検証します。

### （1）対象施設の状況（詳細は、適正配置計画 176～182 ページを参照してください。）

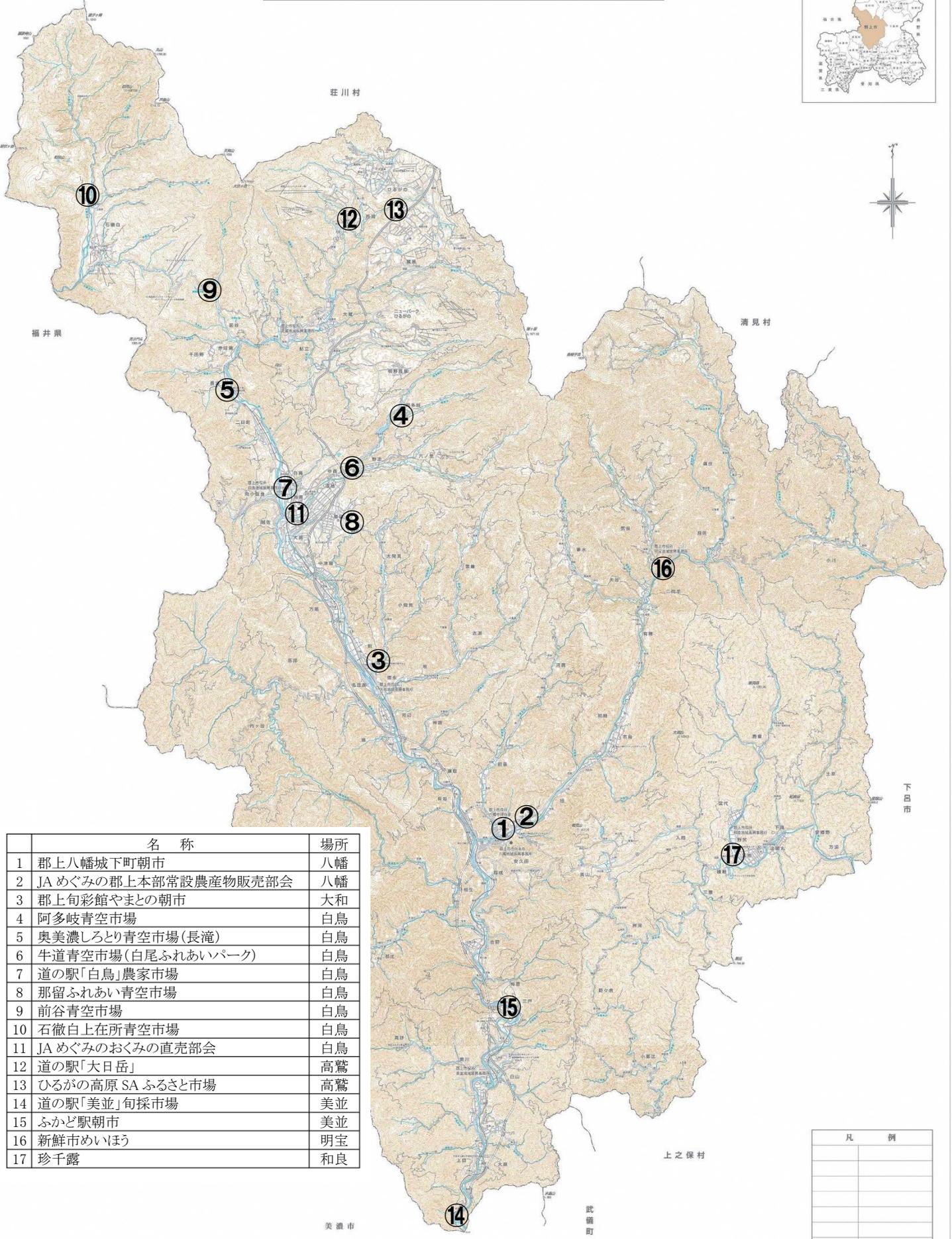
施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		運営 形態	指定管理期間
				機能	施設		
①郡上旬彩館やまとの朝市	大和	9	325.38	継続	検討	指定管理	R4.4.1～R9.3.31
②ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設	大和	14	217.79	継続	検討	指定管理	R4.4.1～R9.3.31
③白鳥木遊館	白鳥	27	804.44	検討	検討	指定管理	R3.4.1～R8.3.31
④農林産物販売施設 三白の里ふれあい市場	高鷲	30	69.56	継続	譲渡	指定管理	R3.4.1～R6.3.31
⑤ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設	高鷲	19	1,327.85	継続	検討	指定管理	R4.4.1～R9.3.31
⑥新規作物等定着促進施設ひるがの物産館	高鷲	22	99.10	検討	検討	R3.3.31 まで指定管理 R3.4.1 から直営へ変更	

※公共施設適正配置計画より。築年数は、2019年（令和元年）現在

# 郡上市物産販売施設MAP



平成十六年三月作成



名称	場所
1 郡上八幡城下町朝市	八幡
2 JAめぐみの郡上本部常設農産物販売部会	八幡
3 郡上旬彩館やまとの朝市	大和
4 阿多岐青空市場	白鳥
5 奥美濃しろとり青空市場(長滝)	白鳥
6 牛道青空市場(白尾ふれあいパーク)	白鳥
7 道の駅「白鳥」農家市場	白鳥
8 那留ふれあい青空市場	白鳥
9 前谷青空市場	白鳥
10 石徹白上在所青空市場	白鳥
11 JAめぐみのおくみの直売部会	白鳥
12 道の駅「大日岳」	高鷲
13 ひるがの高原SAふるさと市場	高鷲
14 道の駅「美並」旬採市場	美並
15 ふかど駅朝市	美並
16 新鮮市めいほう	明宝
17 珍千露	和良

凡 例	

1:50,000

## (2) 郡上市公共施設適正配置計画における対応方針

物産販売施設等は、郡上市の地場産の特産品の販売など直接の売上高は約 332,000 千円を上げるとともに、新たな雇用を創出（会員数約 1,600 人）するなど地域経済の振興、地域の活性化に寄与しており、引き続き機能の継続は必要です。

しかしながら、農業振興・産業振興の支援の一環として市が設置してから 10 年～20 年以上経過して経営が安定してきていること、事業者の生産活動・生業に関わることであり、事業者が主体的に施設を運営することが望ましく、行政の役割は、事業者の活動を支援する施策に重心を移す中で、これら施設については、現在の指定管理者への譲渡について検討が必要となっています。

こうしたことから、適正配置計画では物産販売施設等について以下の考え方を基本として、全体的な再編・再配置を進めることとしています。

郡上市の特産品などの販売や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続するものの、道の駅をはじめ、民間施設を含めると市内には数多くの物販施設が設置されていることから、民間施設の営業を優先に、公共での物販施設の配置や経営のあり方を含め、再編・再配置を検討します。

その上で、当該分野の施設については、既に開設から 10～20 年以上経過し、経営が安定していること、施設で行われていることが地域特産品などの販売であり、事業者の生産活動・生業を通じて収益をあげており、民間事業者や団体が主体的に施設を管理していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での実施内容や経営状況、その他第三者に及ぶ諸条件等を精査し、現在の指定管理者等への譲渡について協議を進めます。

施設の改修等については、協議の中で関係者と調整します。

## (3) 対象施設の利用実態及び課題（令和元年度）

後述する「3. 再編・再配置のシナリオとスケジュール」において、個々の施設の最終的な再編の取組みの妥当性を検証するため、現時点（令和元年度実績）における各物産販売等施設で実施している施策や事業内容、及び課題について整理します。

### ① 郡上旬彩館やまとの朝市

大和地域に設置し、道の駅と一体的に運営しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から 9 年経過。</li> <li>・店舗、バックヤード等で構成し、隣接する道の駅と一体的に経営</li> </ul>
営業日・営業時間	年末年始と火曜日を除く毎日、8 時 30 分から 16 時まで
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数約 113,000 人</li> <li>・栽培講習会の実施や郵送販売を実施し農家の生産意欲と地域食材の供給に寄与</li> <li>・取扱い品数は約 456,000 点</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度で管理運営</li> <li>・指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 56,700 千円、農産物・加工品の販売等の事業収入は約 59,600 千円</li> <li>・市からの指定管理料の支出なし</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 14 人（社員、パート、アルバイト）、会員 350 名</li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費による還元 約 19,000 千円</li> <li>・総販売額約 160,100 千円</li> <li>・租税公課による還元 約 72 千円</li> </ul> </li> <li>●地域活動への貢献</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・350名の会員（出荷者）と共に「生産者が出荷したくなる場所」「消費者がまた来たくなる場所」「生産者と地域・消費者を繋ぐ場所」を目指し活動。</li> <li>・地元飲食店、学校給食への計画納入等、地産地消の推進。</li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅と一体的な農産物の販売施設であり、地域の活性化に寄与するとともに、市内各地で開催される朝市のネットワーク情報共有の拠点となっていることから、今後も必要</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準を満たしているものの築9年が経過しており、継続使用するための改修が必要</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営が安定し、収益性の高い施設のため、指定管理者と施設・経営の譲渡について協議が必要</li> </ul> </li> </ul>

## ② ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設

大和地域に設置し、東海北陸自動車道上り線のパーキングエリアとして運営しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から14年経過。</li> <li>・売店、休憩コーナー、バックヤード等で構成しているほか、屋外には屋台を配置</li> </ul>
営業日・営業時間	年中無休 9時から21時まで
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数約292,000人</li> <li>・東海北陸自動車道上り線のパーキングエリアとして、様々な物産品の販売や食事を提供</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度で管理運営</li> <li>・指定管理者が支出する管理運営費の総額は約117,800千円、物産販売などの収入は約146,700千円</li> <li>・市からの指定管理料の支出なし</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 13名</li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費による還元 25,000千円</li> <li>・仕入等による還元 74,000千円</li> </ul> </li> <li>●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数29万人を超え、地域の活性化に寄与している</li> </ul> </li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海北陸自動車道内のサービスエリアでの物販等により年間約146,700千円の売り上げがあり、年間利用者数も29万人を超え、地域の活性化に寄与していることから今後も必要</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準を満たしているものの築14年が経過しており、継続使用するための改修が必要</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者（NEXCO 中日本）から事業用借地権を得て設置している施設であり、契約に基づき運営する必要がありますが、施設・経営の譲渡を含め、施設の設置及び管理運営のあり方について、道路管理者及び関係自治体との協議が必要。</li> </ul> </li> </ul>

## ③ 白鳥木遊館

白鳥地域に設置し、道の駅と一体的に運営しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から27年経過。</li> <li>・展示販売所、工作室、多面的研修室、学習展示室等で構成し、隣接する道の駅と一体的に経営</li> </ul>
営業日・営業時間	年末年始と第2・第4水曜日を除く毎日、9時から18時まで

利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数約 261,000 人</li> <li>・木材を利用したツールペイント教室などの木工教室や、林産加工品や野菜等の地域特産物の販売、アウトドア商品の展示販売等を実施</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度で管理運営</li> <li>・指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 52,400 千円、物産販売などの収入は約 53,900 千円</li> <li>・市からの指定管理料の支出なし</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 3 人</li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費による還元 2,550 千円</li> <li>・市内仕入等による還元 19,800 千円</li> <li>・租税公課による還元 0 千円</li> </ul> </li> <li>●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅を構成する施設で年間利用者数も 26 万人を超え、地域の活性化、地域特産物の販売に寄与している</li> </ul> </li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅と一体的な物販施設であり、地域経済の活性化にとって機能の継続は必要</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準を満たしているものの築 27 年が経過しており、継続使用するための改修が必要</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営が安定し、民間の自立した運営も可能であり、市の関わり方の方向性を踏まえ、施設の譲渡を含め管理運営のあり方について検討が必要</li> </ul> </li> </ul>

#### ④ 農林産物販売施設 三白の里ふれあい市場

高鷲地域に設置し、地域の農産物等特産品を販売しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から 30 年経過。</li> <li>・ふれあい市場として、地域の農林産物及び特産品を展示、販売</li> </ul>
営業日・営業時間	・5 月中旬から 10 月末までの土・日曜日の午前中
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員（納品者）数 10 人</li> <li>・地域の農林産物及び特産品の展示、販売を実施</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度で管理運営</li> <li>・指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 610 千円、物産販売などの収入は約 610 千円</li> <li>・市からの指定管理料の支出なし</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生産者 10 名の農林産物の販売所となっている。</li> </ul> </li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出品された農産物の売上が農家収入となっている。</li> </ul> </li> <li>●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生産者の拠り所となっている</li> </ul> </li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生産者の拠り所となっているが、高齢化に伴い生産者数が減少していることから、今後のあり方について検討が必要です。</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準を満たしているものの築 30 年が経過し老朽化しており、継続使用するための改修が必要</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光協会の事務所が隣接しており、一体的な管理運営により効果的・効率的な展開が期待できることから、施設・経営の譲渡について協議が必要</li> </ul> </li> </ul>

⑤ ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設

高鷲地域に設置し、東海北陸自動車道上下線のサービスエリアとして運営しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から20年経過。</li> <li>・食材供給室、農畜産物販売所、厨房等で構成</li> </ul>
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年中無休、7時から22時まで</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数約1,100,000人</li> <li>・地場産の特産品の販売やフードコートでの食品の提供</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度で管理運営</li> <li>・指定管理者が支出する管理運営費の総額は約92,510千円、物産販売などの収入は約176,000千円</li> <li>・市からの指定管理料の支出なし</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・10名</li> </ul> </li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献</li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費による還元 19,600千円</li> <li>・営業料金収入 144,700千円</li> <li>・租税公課による還元 185千円</li> </ul> </li> <li>●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数が100万人を超え、地域の活性化、地域特産物の販売に寄与している。</li> </ul> </li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海北陸自動車道内のサービスエリアであり、地域の活性化に寄与していることから、今後必要。</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準を満たしているものの築20年が経過しており、継続使用するための改修が必要</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者(NEXCO 中日本)から事業用借地権を得て設置している施設であり、契約に基づき運営する必要があるが、施設・経営の譲渡を含め、施設の設置及び管理運営のあり方について、道路管理者及び関係自治体との協議が必要</li> </ul> </li> </ul>

⑥ 新規作物等定着促進施設ひるがの物産館

高鷲地域に設置しており、現在は公衆トイレとして活用しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から22年経過。</li> <li>・農産物販売所としては、利用者減等により採算が取れないため休業中</li> </ul>
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月から10月までの毎週木曜日を除く7時から15時（現在休業中）</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物販売所としては現在休業中</li> <li>・隣接するひるがの湿原植物園利用者の立ち寄り先（公衆トイレとして使用）</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度で管理運営（令和2年度をもって指定管理施設から除外し直営施設として管理）</li> <li>・指定管理者が支出する管理運営費の総額は約1,200千円、物産販売などの収入は約1,200千円</li> <li>・市からの指定管理料の支出なし</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul> </li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物販売所としては休業中であり、直接的な地域貢献度は低い</li> </ul> </li> <li>●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接するひるがの湿原植物園の立ち寄り先（公衆トイレ）として活用。</li> </ul> </li> </ul>

課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が減少しており、機能及び施設の在り方について検討が必要</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準を満たしているものの築 22 年が経過しており、今後の在り方について検討が必要</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能の見直しを進める中で、必要な管理体制の検討が必要</li> </ul> </li> </ul>
-----	--

### 3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール

適正配置計画における対応方針と対象施設の再検証の状況から、郡上市の産業施設（物産販売施設等）のあり方にかかる検討課題を以下のポイントで整理し、全体的な方向性を示したうえで、個々の建物の具体的な再編・再配置のシナリオを示します。

#### （1）全体的な方向性について

適正配置計画に示すとおり、市が設置する物産販売施設等は、特産品などの販売や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

しかしながら、道の駅をはじめ、民間施設を含めると市内には数多くの物販施設が設置されていることから、民間施設の営業を優先に、公共での物販施設の配置や経営のあり方を含め、再編・再配置を検討します。

検討にあたっては、既に開設から 10～20 年以上経過し、経営が安定していること、施設で行われていることが地域特産品などの販売であり、事業者の生産活動・生業を通じて収益をあげており、民間事業者や団体が主体的に施設を管理していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での実施内容や経営状況、新型コロナウイルス感染症による影響、その他第三者に及ぶ諸条件等を精査し、現在の指定管理者等への譲渡について協議を進めます。

#### （2）全体の方向性を踏まえた各施設個別の課題と取組みについて

##### ① 郡上旬彩館やまとの朝市

###### 【適正配置計画における対応方針】

- 農産品の展示販売を通じて地域の活性化に寄与していることから、機能は継続します。
- 当面指定管理制度で運営しますが、施設・経営の譲渡について、現在の指定管理者と施設の改修のあり方を含めて協議します。

###### 【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 9 年経過しています。雇用の創出などにも寄与し、経営も安定していることから、指定期間終了（令和 8 年度末）までに、施設・経営の譲渡について、施設の修繕等のあり方を含め現在の指定管理者と協議を進めます。

##### ② ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設

###### 【適正配置計画における対応方針】

- 地域の特産物の展示販売を通じて地域の活性化に寄与していることから、機能は継続します。
- 当面、指定管理者制度で運営しますが、事業用借地権等の条件なども含め、将来的には現在の指定管理者への施設及び経営の譲渡について道路管理者等と協議し、その結果に基づき施設のあり方について検討します。

###### 【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 14 年経過しています。雇用の創出などにも寄与し、経営も安定していることから、指定期間終了（令和 8 年度末）までに、施設・経営の譲渡について、施設の修繕等のあり方を含め道路管理者及び現在の指定管理者と協議を進めます。

### ③ 白鳥木遊館

#### 【適正配置計画における対応方針】

- 道の駅を構成する施設のため、施設の位置づけ、市の関わり方について検討し、その結果に基づき、経営権及び施設の譲渡を含め、今後のあり方について検討します。

#### 【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 27 年経過しています。雇用の創出などにも寄与し、経営も安定しています。道の駅を構成する施設であることから、指定期間終了（令和 7 年度末）までに、施設の方向性を検討したうえで、施設・経営の譲渡について、施設の修繕等のあり方を含め関係機関及び現在の指定管理者と協議を進めます。

### ④ 農林水産物販売施設 三白の里ふれあい市場

#### 【適正配置計画における対応方針】

- 農林産物や特産品の販売を通じて地域の農業生産者の拠り所ともなっています。隣接する観光協会の事務所と一体的に管理運営することで効果的・効率的に運営できることから、施設・経営の譲渡について現指定管理者と協議します。

#### 【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 30 年経過しています。経営が厳しいものの、観光協会の事務所が隣接し、一体的な管理運営に効果的・効率的な展開が期待できることから、指定期間終了（令和 5 年度末）までに、施設・経営の譲渡について、施設の修繕等のあり方を含め現在の指定管理者と協議を進めます。

### ⑤ ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設

#### 【適正配置計画における対応方針】

- 地域の特産物の展示販売を通じて地域の活性化に寄与していることから、機能は継続します。
- 当面、指定管理者制度で運営しますが、事業用借地権等の条件なども含め、将来的には現在の指定管理者への施設及び経営の譲渡について道路管理者等と協議し、その結果に基づき施設のあり方について検討します。

#### 【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 19 年経過しています。雇用の創出などにも寄与し、経営も安定していることから、指定期間終了（令和 8 年度末）までに、施設・経営の譲渡について、施設の修繕等のあり方を含め道路管理者及び現在の指定管理者と協議を進めます。

### ⑥ 新規作物等定着促進施設ひるがの物産館

#### 【適正配置計画における対応方針】

- 施設の設置目的とは異なった使用になっていること、周辺に公衆トイレが設置されているものの、隣接するひるがの湿原植物園利用者の立ち寄り先（トイレ使用含む。）となっていることから、当該施設の必要性、観光地に相応しい公衆トイレの設置を含め、当該施設のあり方について検討します。

#### 【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 22 年経過しています。利用者が減少し農林産物販売所としての経営は休止し、公衆トイレとして使用しています。当面の間は公衆トイレとして継続しますが、観光地に相応しい公衆トイレの設置を含め、施設のあり方を検討します。

(3) スケジュール (ロードマップ)

施設名等		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
全体事項	他の施設を含めて物販施設の再編の検討	→→→ 他の施設を含めた物販施設の配置状況や経営状況等を精査し、類似施設との再編、再配置の検討			→→→→→→→→ 検討・協議結果に基づく対応 (指定管理期間終了までの譲渡について協議)				
	経営権及び施設の譲渡の協議	→→→ 経営権及び施設の譲渡の仕組みづくり、譲渡の協議							
①郡上旬彩館やまとの朝市		→→→ 経営状況を踏まえ、譲渡について協議						→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応	
②ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設		→→→ 道路管理者等と施設経営の譲渡の検討・協議						→→→ 検討・協議結果に基づく対応	
⑤ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設		→→→ 道路管理者等と施設経営の譲渡の検討・協議						→→→ 検討・協議結果に基づく対応	
③白鳥木遊館		→→→ 施設の方向性の検討と道の駅との関連性の精査、譲渡の協議					→→→→→→→→ 検討・協議結果に基づく対応		
④農林産物販売施設 三白の里ふれあい市場		→→→ 観光協会と譲渡について協議				→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応			
⑥新規作物等定着促進施設ひるがの物産館		→→→ 当面、必要な修繕を行いトイレとして使用。施設のあり方の検討			→→→→→→→→ 検討結果に基づく対応				

4. 再編・再配置に向けて

「3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール」に示すように、各施設の具体的な取り組みと工程表を示しましたが、この再編・再配置を進めていくうえでは、以下の課題への対応と同時に、地域住民・関係者との合意形成が重要となります。

諸課題に対する対応の方向性とスケジュールを示すとともに、上記に記載のロードマップに基づき、以下のように関係団体等と協議のうえ合意形成を図り、令和10年度までの再編を図ります。

(1) 諸課題への対応

① 施設譲渡の仕組みづくり

国費を投入している施設の譲渡にあたっては、国の財産処分の特例措置（建築から10年経過し、用途は継続し、無償譲渡の場合は国庫補助金の返還を免除）に基づき、無償譲渡とします。

産業施設では、特産品等の加工・販売等を実施して地域の活性化に寄与していることから、引き続き安定した事業運営を継続できるように、施設の譲渡にあたって、一定の改修等の措置を講じたうえで譲渡するとともに、将来、施設を除却する際の負担のあり方等についてもルール化しておく必要があることから、施設譲渡の仕組みを策定します。

② 経営状況の確認

各施設の利用状況について、稼働状況を含めて精査し、施設の必要性について検証するとともに、各施設で行っている加工・販売等の実績を把握し、新型コロナウイルス感染症の影響も含めて、経営状況について精査します。

## (2) 関係団体等との協議

本行動計画を着実に推進していくためには、市民・地域との合意形成が不可欠です。令和5年4月以降、関係団体への説明会を早期に開催するほか、下記の諸団体との協議をきめ細かく進めます。

団体等	説明・協議内容
利用団体	行動計画の内容と今後の進め方など
自治会	行動計画の内容と今後の進め方、移転先、管理、譲渡等
指定管理者	行動計画の内容と今後の進め方など

### 参考：庁内検討体制

項目	分野	課名
責任課 (取りまとめ)	全体調整、地域・団体等調整、 施設運営管理統括	農林水産部 農務水産課、商工観光部 観光課、 各振興事務所
主幹課 (施設利用)	指定管理者との協議・調整	農林水産部 農務水産課、商工観光部 観光課、 各振興事務所
	道路管理者、関係機関との協議・ 調整	農林水産部 農務水産課、商工観光部 観光課、 各振興事務所
関係課 (全体調整)	財政計画、予算	総務部 財政課
	公共施設管理	総務部 契約管財課
	譲渡の条件設定	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)
	適正配置計画の進捗管理	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)